

## 【NEWS RELEASE】

2019年1月11日

各 位

株式会社三井住友銀行

SDGs ソーシャルローンの取扱開始について

株式会社三井住友銀行（頭取 CEO：高島 誠）は、お客さまの ESG（ 1）/SDGs（ 2）への取組サポートを目的として、国際資本市場協会（International Capital Market Association 以下、「ICMA」 3）が公表している「ソーシャルボンド原則」等に基づき、SDGs ソーシャルローン（ 4）の取扱を REIT 向けに開始いたしました。なお、第一号案件として、東証 J-REIT 市場上場のヘルスケア & メディカル投資法人（執行役員：吉岡 靖二）に対し、2019年2月1日付で SDGs ソーシャルローンの実行を予定しております。本件は、本邦では初めて ICMA が策定した原則に基づくソーシャルローンを調達するケースとなります。

ESG 情報を考慮して投資を行う手法である ESG 投資は、近年株式や債券のみならずローンにも広がっています。既に、環境分野ではローン市場協会から再生可能エネルギー等のグリーンプロジェクトを対象とする、「グリーンローン原則」が公表されるなど、基準作りも進んでいます。2018年7月に環境省が主催する ESG 金融懇談会が公表した提言（ 5）においても、ESG や SDGs への貢献を資金用途とした ESG 融資の促進が盛り込まれています。

SDGs ソーシャルローンは、三井住友銀行が資金用途の対象となる事業について、ICMA が公表している「ソーシャルボンド原則」及び「グリーンボンド及びソーシャルボンド：持続可能な開発目標（SDGs）に照らしたハイレベルマッピング」等に基づき、ソーシャルファイナンスの要件（ 6）を充足していること、あるいは SDGs との関連性について確認するとともに、お客さまと連携して、外部評価機関である株式会社日本格付研究所（代表取締役社長：高木 祥吉）から評価を取得したローンです。

持続可能な社会の実現に向けて、ESG/SDGs への取組みがお客さまにとって重要な経営課題となる中、三井住友銀行では、SDGs ソーシャルローンの提供を新たに開始し、本業を通じ、持続可能な社会への貢献、およびお客さまの ESG/SDGs への取組を積極的にサポートして参ります。

以 上

#### ( 1 ) ESG

ESG とは環境 ( Environmental )、社会 ( Social )、企業統治 ( Governance ) の頭文字を取ったものです。いずれの側面も企業が事業活動を展開するにあたって配慮や責任を求められる重要課題として考えられています。

#### ( 2 ) SDGs

Sustainable Development Goals ( 持続可能な開発目標 ) の略称。2030 年までの世界の行動計画「アジェンダ 2030」に含まれる 17 の目標として、2015 年 9 月の国連総会にて 193 の国連加盟国により採択された、新興国だけでなく先進国等あらゆる国と地域が、貧困や平等、教育、環境等、「誰も取り残されない世界」の実現を 2030 年までに目指す 17 の目標と 169 のターゲットのことです。

#### ( 3 ) 国際資本市場協会 ( ICMA )

世界 60 か国以上の金融機関、法律事務所等を中心とした約 550 の会員から成る会員協会。持続可能な経済の成長と発展に必要な安定的な資金提供が行われるよう、国際債券市場の健全性を保ち、機能的な、世界を一貫できるクロスボーダー債券市場を促進することを目的として 1968 年に欧州にて設立されました。

#### ( 4 ) SDGs ソーシャルローン

近年、資金使途を社会面に配慮した事業への用途に限定した「ソーシャルローン」が国際的に注目されていますが、このソーシャルローンの定義に加えて、三井住友銀行が、ICMA の公表する「ソーシャルボンド原則」や「グリーンボンド及びソーシャルボンド：持続可能な開発目標 (SDGs) に照らしたハイレベルマッピング」等に基づき、対象事業における SDGs との関連性を確認し、外部評価機関による評価を取得したローンを SDGs ソーシャルローンとしております。なお、今般、REIT 向けソーシャルローンの取扱も併せて開始しております。

#### ( 5 ) 2018 年 7 月 27 日付で公表された ESG 金融懇談会の提言 ( 以下抜粋 )

「パリ協定と SDGs が目指す脱炭素社会、持続可能な社会に向けた戦略的なシフトこそ、我が国の競争力と「新たな成長」の源泉であるとの認識の下、直接金融において加速しつつある ESG 投資をさらに社会的インパクトの大きいものへと育むとともに、間接金融においても地域金融機関と地方自治体等との協働と、グローバルな潮流を踏まえた金融機関の対応により ESG 融資を実現する必要があることを確認した。( 中略 ) 我が国の間接金融中心の金融構造を踏まえれば、融資においても ESG への配慮を促していくことが、持続可能で包摂的な ESG 金融の拡大の鍵となる。」

#### ( 6 ) 当行のソーシャルファイナンスの要件

以下をソーシャルファイナンスの要件としております。

(1) ICMA の公表する「ソーシャルボンド原則」に記載されている 4 つの核に適合していること。

調達資金の使途

プロジェクトの評価と選定のプロセス

調達資金の管理

レポートニング

(2) 外部評価機関から評価を取得していること。

<ご参考：案件概要>

融資先：ヘルスケア&メディカル投資法人

契約締結日：2019年1月30日（予定）

実行日：2019年2月1日（予定）

スキーム：下図参照

